

住宅改修・福祉用具購入・福祉用具貸与に係る質問項目について

I 住宅改修

【H30.4.6分】

- I - ①：扉そのものは取り替えず、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。
- I - ②：子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。
- I - ③：家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。

II 福祉用具購入

【H30.4.6分】

- II - ①：ポータブルトイレには、家具調のものや暖房機能、洗浄機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。
- II - ②：仮設住宅にウォシュレット付の補高便座の取り付けは認められるか。

III 福祉用具貸与

【H30.4.6分】

- III - ①：歩行器や車いすを、被保険者一人に対し2台貸与することは可能か。
- III - ②：介護保険の給付を受けずに、車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

I 住宅改修

I - ①: 扉そのものは取り替えず、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。

A: 扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態に合わせて性能が変われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。

具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合やドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。

(「介護保険最新情報 v o l . 7 1」参照)

I - ②: 子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

A: 介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となるため、子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。

(「介護保険最新情報 v o l . 7 1」参照)

I - ③: 家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。

A: 被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされている。この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は支給対象外とすることが適当である。

(「介護保険最新情報 v o l . 7 1」参照)

II 福祉用具購入

II - ①: ポータブルトイレには、家具調のものや暖房機能、洗浄機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。

A: 一般的な防臭機能等に関しては問題ないが、家具調のものや暖房機能、洗浄機能付きのポータブルトイレに関しては、適切なケアマネジメントによる選定がなされているか確認を行うため、事前相談をお願いしている。

Ⅱ - ② : 仮設住宅にウォシュレット付の補高便座の取り付けは認められるか。

A : 取り付け自体は可能。ただし、現状復旧が必要となるため、賃貸人に確認の上購入すること。

Ⅲ 福祉用具貸与

Ⅲ - ① : 歩行器や車いすを、被保険者一人に対し 2 台貸与することは可能か。

A : ケアマネジメントの上、必要性が認められれば可能。ただし、事業所によって同月中に複数の福祉用具を貸与した場合にレンタル料金を減額している場合もあるため確認すること。

(平成 27 年 3 月 27 日老振発第 0327 第 3 号「複数の福祉用具を貸与する場合の運用について」参照)

Ⅲ - ② : 介護保険の給付を受けずに、車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のための貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

A : 既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のための貸与について保険給付を受けることは可能である。

(「介護保険最新情報 v o l . 7 1」参照)